



出産育児一時金支給申請書等

『協会けんぽGUIDE BOOK』52ページ参照

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。

記載例

1 医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度を利用し、差額の支給が生じる場合 出産育児一時金 内払金支払依頼書

健康保険 被保険者 出産育児一時金 内払金 支払依頼書

加入者が出産し、医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度を利用し、出産した費用の差額を受ける場合に活用してください。記入方法および交付書類等については「記入の手引き」をご覧ください。

健康保険証の記号・番号は、保険証に記載されています。

氏名 (姓) 217020231 氏名 (名) 01.05.19

氏名 (姓) 427412702 氏名 (名) 協会 太郎

郵便番号 1050000 電話番号 090XXXXXX

住所 東京 港区 001-1 協会太郎 101

生年月日 0000 出生地 0000 支店 0000 口座番号 1284567

社会保険料率 以下は、協会使用のため、記入しないください。

10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月

62112201



記号・番号は、保険証に記載されています。

家族(被扶養者)が出産した場合でも、被保険者の氏名などの情報をご記入ください。

被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください(住所・振込口座も同様です)。

※生年月日欄は「被保険者」の生年月日をご記入ください。

ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・7桁の口座番号をご記入ください。

保険証の記号・番号を記入した場合は記入不要です。

「医師・助産師による出産証明」、または「市区町村長による出生に関して戸籍に記載した事項等の証明」を受けてください。死産の場合は、医師・助産師に限って証明を受けてください。

ただし、医療機関等から交付される領収・明細書に出産の場合は「生年月日」および「出生児数」が記載されている場合、もしくは死産の場合は「死産年月日」および「妊娠日数(週数)」が記載されている場合は必要ありません。

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金 内払金 支払依頼書

氏名 (姓) 協会 太郎

健康保険証の記号・番号は、保険証に記載されています。

氏名 (姓) 427412702 氏名 (名) 協会 太郎

郵便番号 1050000 電話番号 090XXXXXX

住所 東京 港区 001-1 協会太郎 101

生年月日 0000 出生地 0000 支店 0000 口座番号 1284567

社会保険料率 以下は、協会使用のため、記入しないください。

10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月

62112201

●内払金支払依頼書と差額申請書との違いについて

医療機関等への直接支払制度を利用された場合に、出産費用が一時金の支給額を下回り、一時金と医療機関等の代理受取額との差額が発生する場合は、医療機関等へ代理受取額の支払いを行うとともに、医療機関等へ代理受取額をお支払いした旨および差額分を申請いただく旨のご案内が記載された「出産育児一時金等支給決定通知書」(以下「通知書」といいます)が協会けんぽから加入者の方へ送付されます(出産日から2～3ヵ月後)。通知書を受け取られた後に申請書を提出する場合は、通知書に同封された「差額申請書」を提出いただき、医療機関等への代理受取額が支払われておらず、通知書を受け取る前に早期に差額分の受取りを希望される場合は「内払金支払依頼書」をご提出ください。

チェックリスト

●申請時期

医療機関等への直接支払制度を利用する場合に、出産育児一時金と医療機関等に振り込まれる代理受取額との差額について支払いを希望するとき

●添付書類チェックリスト

☐ 直接支払制度あり

☐ 内払金支払依頼書

☐ 差額申請

- ☐ 出産育児一時金内払金支払依頼書に医師・助産師の証明または市区町村長の証明
※領収・明細書に、出産の場合は「生年月日」および「出生児数」が、死産の場合は「死産年月日」および「妊娠日数(週数)」が記載されていれば省略可
- ☐ 領収・明細書のコピー(「専用請求用紙の内容と相違ありません」の表示があるもの)
- ☐ 直接支払制度に係る代理契約に関する文書のコピー

☐ 不要

※内払金支払依頼書での請求がなく、協会けんぽから申請の勧奨があった場合を差額申請といい、その場合に限っては添付書類はありません。

☐ 被保険者本人が死亡したため、法定相続人が申請する場合

☐ 戸籍謄本の原本(被保険者と申請者の続柄などを確認できるもの)

